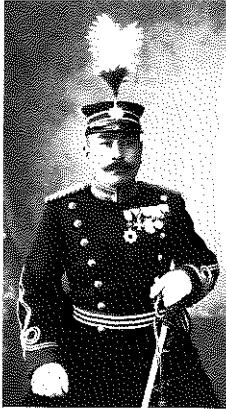


拳銃・軍刀

荒木 肇



陸軍将校同相当官の拳銃や軍刀、双眼鏡などの個人装備は自費でした。正装といわれる正衣袴や、日常や戦時に着る軍衣袴も同じです。偕行社ではそれらを販売したり、専門業者との斡旋を行つたりしていました。

正衣袴は今も駐屯地資料館などで見られます。明治6（1873）年に制定され、同8年や同19年に改正されていました。正帽（第1種帽）はキャップ型で正面の徽章は日輪ですが、その前章は星です。おそらく正式には日輪だから略式は星ということではありませんか。

【明治19年制正装 陸軍歩兵中尉】

■軍刀と指揮刀

正衣袴と同相当官は帯刀本分でした。下士官・兵は帯剣本分といわれました。ただし例外があります。騎兵や輜重兵は2等兵（卒）でも帯刀本分でしたし、憲兵は上等兵以上、他の兵科でも曹長は帯刀です。この人たちには騎兵刀や曹長刀といわれ

す。先般、陸自制服の色が緑から紫紺色になりました。O.B.の一部からには不満の声も出たようですが歴史的には伝統回帰にも見えます。ズボンの側章も同じです。将官は太い金筋、佐官以下は定色と金筋がサイドに入ります。今も使う礼装肩章（ワラジと俗称）も明治19（1886）年に制定されました。

ただし列国ではふつうはシングル・ブレスト（1行ボタン）の服につける綿が無いタイプの鎖状組紐（braided cord）だけなので、欧米人には違和感を持たれたようです。西欧軍隊ではダブル・ブレスト（2行ボタン・正衣はこれ）の服には周囲に縫が下がるエポーレット（epaulet）を付けるのが常識だったからでしょうか。



【新軍刀】

腰の帶に吊るための刀帯は黒革でした。特徴はその裏側の色で、将官・佐官は藍革もしくは藍絨と区分しています。ただし騎兵科はニッケル鍍金の鉤鎖を使つとされています。この鉤鎖をグルメットといい、騎兵以外

る軍刀を支給されました。官給品の95式軍刀が有名です。

平時では洋式の指揮刀を掲げていました。片手持ちのサーベルです。護拳と呼ばれたガードが特徴です。制定当初は入れ子鞘といい、鉄の軍刀はこれと外装は似ていますが刃もついていた軽量でした。戦闘用と俗稱）も明治19（1886）年に制定されました。

身には規定がなく日本刀を仕込んでいた人が多いようです。

昭和9（1934）年2月、この洋式軍刀が中世の陣太刀形といわれる「新軍刀」に改正されました。この意匠・外装などは今も資料館などで見ることができます。詳しい説明は不要でしょう。

さて、手元には祖父（予備歩兵少尉）が出征した時の各種購入品の価格表があります。昭和12（1937）年12月付の高島屋製です。軍帽3円、戦闘帽1円90銭、軍衣・袴（合服・肩章付）35円、同冬服55円、外套60円、雨覆（レインコート）50円などとあります。背嚢が9円50銭、団嚢3円50銭、刀緒1円60銭、刀帶3円50銭になります。インフレが始まつた頃で0円と考えたらいかがでしょうか。

刀緒1円60銭、刀帶3円50銭になります。インフレが始まつた頃で0円と考えたらいかがでしょうか。

合服で17万5000円、冬服は25万円です。

昭和12年は大動員の年でした。当時の週刊誌「週刊文春」に「軍装用具店のボロ儲け振り」という記事があります。それによると造兵廠から出された刀が47円50銭（さつと24万

円)です。おおよそ40円から60円くらいまでのようです。

驚くのは研ぎ代です。1寸(約3セン)につき50銭から3円まででした。2尺2寸の刀なら、安くて11円から66円です。家の刀を軍刀洋式の外装にしようとしても、鞘まで含めた外装代(およそ30円ほど)も含めて50円近くはかかったのではないでしょ

うか。

■拳銃

拳銃も個人装備品でした。有名な26年式、南部14年式、戦争末期の94式拳銃も元来が部隊装備品です。将

【94式拳銃】



【14年式拳銃】



校同相当官は自前で調達しました。拳銃武装についての「陸軍服装規則」という明文規定は明治45(1912)年のことです。これによつて陸軍将校同相当官は、「銃砲火薬類取締法」の拘束を受けずに拳銃を個人所有することができました。

海軍士官はどうかというと服装規定には拳銃がありません。そこで海軍では陸戦隊などの指揮官職で拳銃の拳銃を貸与していました。

今も資料館に残つてゐることが多い私物拳銃は、コルト、ブローニング、マウザーなどの主に口径32、同25など(8・12ミリ、6・35ミリ)、これにラーマなどのスペイン製などの軽量な中小型拳銃が多かつたようです。重い軍刀との2重装備になりますから当然でもあります。

昭和12年の大阪偕行社酒保部発行のパンフによれば、スペイン製のローヤル自動拳銃口径32は18円というびきりの廉価です。人気があつたブローニング1910年型が45円でした。

興味深い話題ですが、警察(内務省)が在郷将校、あるいは退役将校が拳銃を私有しているのは問題であ

ると主張したことがあります。購入する時も予備・後備・退役将校は願書を所属する聯隊区司令官に提出すれば良いこともあります。

「陸軍将校同相当官は終身官であり、いつ軍装をしても問題はない」といった内務省側の言い分でした

が、「陸軍将校同相当官は終身官で治安上、取り締まり上、遺憾であるから拳銃は私有してよい」という回答を陸軍省は出しました。実際のところ、召集令状を出す聯隊区司令部も陸軍省も、動員をかけてみたら召

集将校たちが拳銃を持っていなかつたというのは困った事態だったからです。

手当がありました。少尉に任官する人、初任准尉には「大東亜戦争陸軍給与令」によれば任官時に400円の軍装手当が支給されます。もちろん、これだけで足りるわけもなく若い将校の多くは支払いに苦労していました。